



女子栄養大学短期大学部

自己点検・評価報告書

2023 年度

目次

女子栄養大学短期大学部における 2023 年度自己点検・評価の概要・・・ i ～ ii

基準Ⅰ. 建学の精神と教育の効果・・・ 1

基準Ⅱ. 教育課程と学生支援・・・ 3

基準Ⅲ. 教育資源と財的資源・・・ 5

基準Ⅳ. リーダーシップとガバナンス・・・ 8

【参考資料】

○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程・・・ 9

○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進及び体制・・・ 13

○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部における 2023 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領・・・ 16

女子栄養大学短期大学部における 2023 年度自己点検・評価の概要

本学における 2022 年度以降の自己点検・評価の活動については、2023 年 6 月 1 日に施行した「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程」に基づき、新たな内部質保証の推進方針及び体制の下、実施することとなりました。

2023 年度の自己点検・評価については、第 1 回内部質保証推進委員会（2024 年 4 月 24 日開催）で決定した「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制」「女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における 2023 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領」に基づき、行いました。

具体的には、（一財）大学・短期大学基準協会（以下「基準協会」）が設定する大学評価のための基準・観点を参考に、内部質保証推進委員会が本学独自の評価項目及び点検ポイントを設定し、各部署においてそれらを盛り込んだ「自己点検・評価シート」を用いて、それぞれの諸活動に係る点検・評価を行いました。かつては、基準協会が設定するすべての基準及び点検評価項目について自己点検・評価を行っていましたが、自己点検・評価の実質化とそれに係る負担とのバランスを考慮し、2022 年度以降は内部質保証推進委員会が定める基本方針等に基づき、重要な評価項目について重点的に点検・評価する形式に変更しました。あわせて、中期的スパンで、重点項目の点検・評価から全項目の点検・評価に移行していく仕組みに変更しました。また、基準項目ごとに「目指す状態」を提示し、それらに照らし、現状を点検し、そこから「長所・特色」や「改善・工夫の方向性」を抽出し、「改善計画」として、いつまでになにをどのように改善していくのかの具体を整理することとしました。その結果については、報告書として学外へ公表いたします。また、改善計画に記載された取組み事項については、翌年度以降にその実施状況に関する点検・評価を行っていくこととしています。

2023年度の自己点検・評価の全体総括は、次のとおりです。

- 建学の精神のもと、教育目的を定め、教育課程の編成を適正に行うとともに、丁寧な学生支援及び就職支援を行っている。
- 建学の精神のもと、地域社会との連携を進め、本学の特色を活かした取組みを実施していく。
- 社会情勢が大きく変化していくことを見据え、実効性のある管理運営体制及び教学マネジメント体制を構築していく。

なお、基準ごとの詳細は、次頁以降に記載しています。

2023年度 女子栄養大学短期大学部 自己点検・評価

※(視点)の番号は、大学・短期大学基準協会が設定している評価の視点。

基準 I 建学の精神と教育の効果				
基準 I-A 建学の精神				
【目指す状態】 建学の精神を踏まえ、栄養学の実践を通して、地域・社会に貢献している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①建学の精神を踏まえ、地域・社会と連携した活動を行っているか。	I-A-1~2	建学の精神である「食により人間の健康の維持・改善を図る」の具現化を目指した取組みを、栄養学の実践を通して地域・社会に貢献する形で連携・協力を進めている。2023年度の主な取組みとして、豊島区と区内7大学との連携協定による区民向けの講座「としまコミュニティ大学」において、学習の成果を地域・社会につなげる事業に参加し、本学の特色を活かした各種講座を開催している。荒川区との取組みでは、区民の健康づくりを応援するため、区内飲食店の健康メニュー（あらかわ満点メニュー・おうちde満点）の開発に取り組んでいる。スーパーマーケットチェーンのイオン(株)との取組みでは、四群点数法に基づいた栄養バランスの良い弁当や惣菜、調理麺のメニュー提案に取り組んでいる。活動内容についてはホームページの社会連携ページで取組事例を掲載して広く周知している。プレスリリースについては、2023年度 17件の発信を行い、メディア掲載に繋がるよう広く情報発信をした。	地域や社会の新たな分野や領域との取組みや、社会状況の変化に対応した本学の特色を活かした連携活動を進めていく。連携活動を広く周知するため、プレスリリースやホームページ、SNS等での情報発信を積極的に行っていく。教員の関わる教育・研究の取組みにおいても、概要とSDGsの17の目標に該当する項目を掲載・更新し、ホームページで周知している。	2024年度新たにリニューアルされるホームページにおいて、学園の今を伝える情報発信を効率的・効果的に進めていくと共に、コンテンツの検討を行う。プレスリリースについても積極的に情報発信していくとともに、情報提供依頼、情報収集のあり方等を検討する。
基準 I-B 教育の効果				
【目指す状態】 教育目的の実現のため、学修成果に関する基本方針を定め、定期的に点検を行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①建学の精神に基づき、教育目的・目標を確立しているか。	I-B-1	建学の精神に基づき、本学の教育の目的を学則第1条に定めている。また、必要に応じて、教授会の審議を経て見直しを行う仕組みになっている。	短期大学志望者は著しく減少傾向にあるが、本学が養成する栄養士像を明確にしたディプロマ・ポリシーの見直しを行った女子栄養大学短期大学部が育成する栄養士像である『栄養学の確かな知識と技術を身につけ、職を通して人の幸せをサポートする実践力のある栄養士』の下にカリキュラムを策定する。	本学が養成する栄養士像を基に2025年度に向けた新カリキュラムの編成作業を進める。実際にカリキュラムを通して身につく実践力の内容を整理する。
②学修成果の方針を定め、点検を行っているか。	I-B-2~3	栄養士資格取得者数、栄養士実力認定試験成績、GPA分布等により学修成果を点検・評価しているが、方針の策定・公表には至っていない。		

基準 I-C 内部質保証

【目指す状態】
自己点検・評価活動の実施体制を整備し、内部質保証に取り組んでいる。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①自己点検・評価を効率的・効果的に行い、改善に活かしているか。	I-C-1	内部質保証の仕組みは機能している。2023年度に実施した「2022年度自己点検・評価」から抽出した課題の改善計画については、2024年度に実施する「2023年度自己点検・評価」において実施状況の確認を行う仕組みとした。改善計画の実施率について、2024年度事業計画において「80%以上」とする数値目標を設定した。	改善計画の進捗状況を評価する仕組みを通して、計画の取組み状況を評価・検証し、実効性のあがる体制に整備していく。	「2023年度自己点検・評価」の実施において、前年度の改善計画の取組み状況を評価・検証し、計画の実施率が低い場合は、その対応を検討する。
②学習成果のアセスメント手法をもとに、定期的に点検しているか。	I-C-2	・アセスメント・ポリシーは策定できているものの実施方法の詳細について明確に規定できず具体的な運用には至っていない。 ・学修成果については、栄養士資格取得率、栄養士実力認定試験成績、GPA分布などにより、定期的に点検している。 ・内部質保証推進委員会に設置するIR推進部会において、アセスメント項目の検討を実施した。	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーと一体化し、アセスメント・ポリシーを策定・運用していく。	2024年度に向けアセスメントに必要なデータのリストアップ、データベース化等に着手する。

【長所・特色】

建学の精神に基づき、教育目的を定め、学修成果の点検を行っている。

【基準 I 総括】

○学修成果の点検結果が十分に活かせるよう、アセスメント・ポリシーの策定・運用の仕組みを構築していく。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援				
基準Ⅱ-A 教育課程				
【目指す状態】 3つのポリシーに則り、入学者選抜及び教育課程の編成を適切に行い、学習成果をあげている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①教育課程の編成・実施の方針に従って適切に編成しているか。	Ⅱ-A-1～4	<ul style="list-style-type: none"> ・全教員が参加するカリキュラム委員会において、毎年、見直しを行っている。 ・幅広い教養を培うことができるよう、複数分野の基礎・教養科目を開講している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士資格未取得者の増加に対応したカリキュラム編成が継続的に行えるようにしていく。 また、CAP制については、学則に規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム委員会・教授会で検討し、共有する。
②入学者の受け入れ方針のもと、適切に入学者選抜を行っているか。	Ⅱ-A-5	<ul style="list-style-type: none"> ・アドミッションポリシーに基づく入学者選抜の基本方針は、入試委員会において検討、調整し、入学者選抜を実施している。各選抜ではアドミッションポリシーの内容を取り込んだ評価項目や問題により選抜を行い、アドミッションポリシーに沿った選抜を行っている。選抜結果については、入試広報課でとりまとめ入試委員会で報告し、重点取り組みや改善案などの検討を行っている。 ・入学定員の確保に向けて広報の強化、指定校の拡大、入学者選抜の見直しについて具体策を提示し、取り組んだ。定員割れは改善できなかったが、昨年度を若干上回る入学者を確保する事ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンキャンパスやwelcome collegeで、より本学の魅力や特徴、強みの発信強化。 ・短大に特化した高校訪問の体制を強化し、高校現場との関係性を深める。 ・社会人へのアプローチ方法の強化。 ・年内入試の強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度中に選抜結果を分析する仕組みの検討。 ・2024年4月よりオープンキャンパスやwelcome collegeにおいて参加型のイベントを強化し、学科や学びを体感することにより、入学後の学びのイメージを具体的に持ち2025年度の志願につなげる。 ・2025年度の指定校の拡大(今まで指定校にしていなかった分野の検討)。 ・社会人の「専門実践教育訓練給付金制度」を申請し、2024年11月以降、広報を促進。 ・2024年度は総合型選抜を拡大、専願制の年内選抜について入学検定料の無償化を行い学生の早期獲得を図る。
③学習成果の獲得状況の測定方法を整理し、評価を行っているか。	Ⅱ-A-6～8	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の達成目標とそれに対応する学習成果の評価方法はシラバスで科目ごとに明示している。また、定期試験の評価に用いるGPAの基準は試験規程に定めて周知している。 ・実験・実習、演習の評価について再度教授会で検討した。 ・卒業時・卒業後のアンケート、就職先アンケートを実施している 	<ul style="list-style-type: none"> ・累積GPA、各科目の成績分布が公開され、学生が自身の学習成果の獲得状況を相対的にも確認できるようにしていく。 ・2024年度入学生より実験・実習、演習科目についても評価上限を「S」とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年終了時のGPA分布を公開できるようにする。 ・実験・実習、演習科目のS評価導入に伴い試験規程を改定した。

基準Ⅱ-B 学生支援

【目指す状態】
 学習成果の獲得に向けて、学生に対する様々な支援を組織に行っている。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学生支援のための体制を整備し、学習及び生活に関して適切な支援を行っているか。	Ⅱ-B-1～3	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス担任制により個々の学生の課題に対応するとともに、学生生活委員会において課題の共有・調整等行っている。 ・また、成績不振者等に対しては学部長・学生部長が個人面談を行い、必要に応じて保護者とも協議している。 ・全科目について授業評価アンケートを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・家族・友人・成績など多面的な課題を抱える学生に対して、関係教職員が連携して継続的な支援ができる体制を整えていく。 ・授業評価アンケートに関しては回答率が低下していることから、少数の学生の意見・感想も把握できるよう内容・実施方法の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員・教務学生課職員・保健センター・カウンセラーによる情報共有の場を設け状況を確認し継続的な協議・調整のための意見交換会を定期的実施する。 ・授業評価アンケートの回答率が高い講義・実験・実習の教員方実施している工夫等について情報収集を行い2024年度からのアンケート実施の参考とする。 ・「専門実践教育訓練給付制度」に申請し、2025年4月入学生からの適用を目指す。
②就職支援の体制を整備し、適切な支援を行っているか。	Ⅱ-B-4	<p>2024年3月卒業生で就職を希望した学生の就職率は100%だった。教務学生課の就職担当では各学生の希望進路に沿ったサポートに努めている。</p> <p>また、学生生活委員会就職対策部会において、学生の就職活動状況や課題などについて報告し、意見聴取を行い支援活動に反映している。</p> <p>就職支援講座、模擬面接会、企業セミナーなどの各種就職支援の取組みにより、卒業時の進路に関する調査結果に於いて高い満足率を得ている。</p>	<p>進路に関し自分自身の問題として捉えることが難しい学生の増加が著しい。対応としては学生が抱える状況を早期に把握し、時間をかけ将来を見据えたキャリアサポートを行う体制を整える。</p>	<p>学生生活委員会はクラス担任が中心であったが、2024年度からはゼミ担当教員にも適宜学生の学生生活状況に伝えることから教員全員が委員として学生を把握し、指導していくこととする。</p> <p>就職活動を積極的な活動を行っていない学生について、卒業・資格取得が不確定の場合には就職担当を中心に、担任及びゼミ担当教員からの三者による働きかけを行うなどの取組みを開始している。</p>

【長所・特色】

学生支援及び就職支援は、学生一人一人の状況を教職員で共有し、きめ細かで丁寧な支援を行っている。

【基準Ⅱ 総括】

○教育課程を適切に編成し、教職員の協働による丁寧な学生支援及び就職支援を行っている。
 ○18歳人口の減少及び短大進学希望者の減少による影響を十分に分析し、法人・短大部が一体となった入試改革に取り組む必要がある。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源				
基準Ⅲ-A 人的資源				
【目指す状態】 教育目的を実現するため、教員及び事務組織を整備し、教育研究活動を推進している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①適切に教員組織を編成し、研究活動を支援する環境の整備、教員の資質向上に取り組んでいるか。	Ⅲ-A-1～2	<ul style="list-style-type: none"> ・学生定員に照らした必要教員数と採用計画を確認している。 ・教員組織の編成は適切である。2023年度には学長室会議の下にチームを設け、財政面も考慮し、今後の専任教員数等の見通しと確保計画について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生数の減少に伴い、実験実習助手の配置も少なくなる。そのため2025年度は実験実習助手の配置を研究室毎ではなく集中配置とし学生対応する。 ・教員の補充等の考え方は、2023年度に検討した確保計画に従うことを原則とする。 	2025年度の実施に向けて、2024年度後期の実験実習について2名ずつと配置し何れの実験実習科目も対応できるようにする。なお、2025年度稼働を鑑み2024年度後期から順次実施していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・2024年度内に助手(教務系職員)の配置方法を見直し、授業運営の体制を改める。
		「女子栄養大学短期大学部FD検討委員会規程」に沿って研修会を開催しているが、実施に至るまでの体制について固定化されていない現状が指摘される。	検討委員会が牽引的な役割を果たすような土台を作る。	毎年度、定期的に検討委員会を開催して、計画立案から研修会に繋げるフローを定着させる。
②事務組織が機能する体制を整備し、職員の資質向上に取り組んでいるか。	Ⅲ-A-3～4	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間、超過勤務時間、休暇取得日数などを適宜確認し、超過勤務時間の多い職員には業務遂行状況のヒアリングを実施している。 ・「人材育成の目標とSD研修体系」は既に策定済みでありが、職員に提示をしていない状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・モチベーションの維持・向上の観点から、職員の適性だけでなく、希望する部署等を考慮した人事配置を検討する。 ・SD研修は、業務に直結する知識やスキルを習得できる内容であること、また職場の状況に合った時期や形態で実施することが重要であるため、効率的かつ効果的な研修が実施できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年度末までに業務遂行状況及び今後希望する業務内容や部署等を記載する「自己申告書」及び「人事考課制度」を導入し、職員の人材育成を行う。 ・2025年度中に「人材育成の目標とSD研修体系」を職員に提示し、各種研修や講座等への参加を促す体制を整え、SD研修の充実と強化を行う。また、業務遂行上必要な能力及びスキルの向上を図るためにも、自己啓発支援規程を2024年度中に策定し、2025年度より自己啓発支援制度を運用できるよう整備する。

基準Ⅲ-B～C 物的資源、技術的資源をはじめとするその他の教育資源

【目指す状態】

施設・設備などの学習環境を計画的に整備し、安全・快適で利用しやすい環境を維持している。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
<p>①施設・設備、ICT環境、図書サービスについて、整備や管理を適切に行っているか。</p>	<p>Ⅲ-B-1～2</p>	<p>(施設・設備) 2019年実施の「建物状況調査報告書」及び修理実績をもとに、修理・改善を行っている。</p>	<p>(施設・設備) 随時対応方法について検討をし、必要最低限の整備を実施している。</p>	<p>(施設・設備) 建築・設備の観点から、将来的な見通しの提案を実施している。</p>
		<p>(ICT環境) 授業用の実習室及び授業外で使用するリーススペースには、合計78台のパソコンを設置している。これらの設備は5年ごとに更新され、年2回の計画的なメンテナンスを実施しており、脆弱性への緊急対応を含む必要に応じた処置が行われている。実習室のパソコン58台及びリーススペースの20台が5年の使用期間を終えたため、実習室の58台について設備の更新を行った。リーススペースの20台については更新を見送り、坂戸キャンパスのリーススペースのものを移設した。リーススペースには複合機を配置しており、設置されているパソコンだけでなく、個人のパソコンやタブレット、スマートフォンからも学内無線LANを介して無料で印刷することができる環境を提供している。リーススペースの複合機では、通常の印刷に加えて、紙媒体の電子化(スキャナー機能)及び無料のコピーサービスを提供している。無線LAN環境は、教室を中心に接続可能となっており、機器の寿命やサポート期間を考慮して定期的に更新を行っている。セキュリティ強化策として、教職員のパソコンが不正侵入に遭った際に被害の拡大を防ぐEDR(Endpoint Detection and Response)を導入し、一部のパソコンでテスト稼働を開始した。</p>	<p>(ICT環境) 無線LAN環境について、処理能力の劣る古いアクセスポイントを新しい機種に交換する必要がある。 EDR(Endpoint Detection and Response)のテスト稼働を終える必要がある。</p>	<p>(ICT環境) 坂戸キャンパスからリーススペースに移設したパソコン20台は2024年度末で使用期間を終えるため、2024年の10月頃より更新の準備を開始、2025年3月には機器の更新を終える予定である。 無線LAN環境について、2024年度に28基を処理能力の高い新しい機種に交換するとともに、接続を簡素化する仕組みを導入する。 EDR(Endpoint Detection and Response)については、業務で使用する教職員のパソコンへの適用を開始する。</p>

<p>①施設・設備、ICT環境、図書サービスについて、整備や管理を適切に行っているか。</p>	<p>Ⅲ-B-1~2</p>	<p>(図書館) ①広報手段: 図書館ホームページ、SNS(Instagram)、メール、学内掲示物、配布プリントの作成、掲載及び配布を行い、2022年度に比べて利用者アップに繋がった。 ②資料紹介: 教員推薦図書(図書館報われもこう掲載分、図書委員による推薦分)、企画展示(テーマに沿った資料の紹介・展示)、ブックツアー(本の常展示による紹介)、閲覧スタッフおすすめ本(委託スタッフによる紹介)の実施により貸出冊数が増加した。 ③来館促進: 図書館利用ポイントの発行(来館および図書館利用く選書ツアー参加、学生による図書推薦など)に対してポイントを付与し、景品と交換できるしきみを作り図書館利用のモチベーションアップを図るにより来館者数アップとなった。 ④資料利用促進: 「書き写しチャレンジ」(指定する雑誌等コラム等を書き写し文章力を身に付ける。利用ポイント付与)の実施が資料活用に繋がった。</p>	<p>(図書館) ①広報手段の多角化を行っている。親しみやすさ、わかりやすさに重点を置いた広報を実施する。 ②様々な角度から資料を紹介できるように意識した展示やイベントを行う。 ③まずは来館してもらうことが利用につながると考え、図書館利用の敷居を低くすること、利用することがプラスのイメージになるように工夫する。 ④新聞など利用が低調な資料について、具体的な活用方法を提示し利用促進に結びつける。</p>	<p>(図書館) ①2024年4月からSNS等の活用を強化することにより、図書館からの発信を紹介する機会を増やし、利用者増に繋げる。 ②学生の興味のある方が幅広いと考え、2025年3月末までこの方向性を継続していく。 ③利用に対するモチベーションアップに効果があったため2025年3月末まで継続して実施していく。 ④「書き写しチャレンジ」が軌道にのり、指定資料を増やしてほしいという希望があったため、2024年4月からは「新聞見出しチェックチャレンジ」(食や健康に係る新聞見出しを書き写す)を実施し、さらなる利用促進を図る。</p>
---	----------------	--	--	--

基準Ⅲ-D 財的資源

【目指す状態】
 将来的な見通しのもと、適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスがとれている。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
<p>①教育の質の確保を前提に、支出抑制に取り組んでいるか。</p>	<p>Ⅲ-D-1~2</p>	<p>2019年度以降入学定員を充足できなくなり、このところ一貫して入学者数の減少が続いている。2023年度には入学定員の半分にも届かず、補助金確保が危ぶまれる水準となっている。定員を満たしていた時から短期大学部単体では事業活動収支では支出超過が慢性化していたが、定員割れによって支出超過に拍車がかかっている。</p>	<p>2024年度には入学定員をそれまでの160名から120名に変更し、改めて定員確保を目指す。支出面では予算の策定方法を見直し、予算申請部署にはゼロベースでの予算申請を求めるとした。</p>	<p>短期大学部としての収支均衡は、当面の間、学校法人全体の中で調整を図る必要がある。</p>

【長所・特色】

○各予算執行部署は基幹システムを使用し予算使用状況を確認することができる仕組みが構築されている。また学内では工夫と努力により節約する風土があり、予算を適正に執行している。
 ○安全・快適で利用しやすいICT環境を支えるセキュリティ対策として、スパムメール対策、持ち込み機器の管理系ネットワークへの接続の制限、ネットワークを流れる不審な通信を検知する仕組みを導入している。

【基準Ⅲ 総括】

○教職員の組織体制や施設設備について、適切に整備している。
 ○入学定員の充足状況と今後の見通しの分析のもと、法人と教学が協働して、収容定員の検討を行う。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

基準Ⅳ-A・Ⅳ-C 理事長のリーダーシップ、ガバナンス

【目指す状態】
理事会等の学校法人の管理運営体制を整備し、理事長はリーダーシップを適切に発揮している。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学校法人の管理運営体制は、適切に機能しているか。	Ⅳ-A-1	・理事会で意思決定された事項は、常任理事会メンバーである理事が確実に実施している。 ・理事会の基に常任理事会を設置し日常業務については常任理事で意思決定できる体制を整備している。また、常任理事会の調整機関として役員会も設置し2週間に1度開催している。	内部統制基本方針を定め方針に基づいた体制整備を行う。	2024年10月に臨時理事会を開催し内部統制基本方針を制定。2025年4月より新体制とする。

基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ

【目指す状態】
教学マネジメント体制の構築により、学長のリーダーシップのもと適切に運営を行っている。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学長を中心とした教学マネジメント体制のもと、適切に運営しているか。	Ⅳ-B-1	学長を議長とする会議体として学長室会議を置き、月例で開催することにより、教学マネジメントが適切に働くよう整備している。また、2024年度より副学長を置くこととし、学長業務の分掌を図った。	教学マネジメントが有効に機能すること、並びに目標の明確化と共有を図るため、学長室会議は教学に関する運営方針(正課外を含む)の提示に注力する。	2024年の秋頃までに、学長室会議から教授会に対して、教育プログラムの指針となるよう、2026年度の教学に関する運営方針を提示する。

【長所・特色】

栄養学の単科大学であるため、同一法人の栄養学部の教学マネジメントを参考にすることができる。

【基準Ⅳ 総括】

○理事長及び学長のリーダーシップのもと、必要とされる規則や体制を整え、教学に関する運営を行っている。

【全体 総括】

○建学の精神のもと、教育目的を定め、教育課程の編成を適正に行うとともに、丁寧な学生支援及び就職支援を行っている。
○建学の精神のもと、地域社会との連携を進め、本学の特色を活かした取組みを実施していく。
○社会情勢が大きく変化していくことを見据え、実効性のある管理運営体制及び教学マネジメント体制を構築していく。

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程

(趣旨及び目的)

第1条 女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部（以下、「本学」と言う。）は、教育研究活動及びその他本学の諸活動において、方針の設定、実行、評価及び改善の循環を効果的・効率的に機能させ、教育研究の質を継続的に向上させる仕組みを構築することによって、本学の教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的とする。

2 この規程は、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築し、継続的な活動を推進するために、必要な事項を定めるものである。

(恒常的質保証への努力)

第2条 本学におけるすべての組織と教職員は、内部質保証の方針及び手続きに基づき、それぞれの業務と役割について、自律的に改善を行い、質保証とその向上に努めなければならない。

(内部質保証の推進体制)

第3条 本学は、自律性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

2 学長は、本学の内部質保証を推進するため、女子栄養大学・女子栄養短期大学部内部質保証推進委員会（以下「内部質保証推進委員会」という。）を置く。

3 内部質保証において、全学的視点から主要な情報の収集・分析・評価を行う体制を有効に機能させるため、内部質保証推進委員会の下に、IR推進部会を置く。

(内部質保証推進委員会の構成)

第4条 内部質保証推進委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学副学長（教学担当）
- (2) 短期大学部副学長
- (3) 栄養学部長
- (4) 大学院研究科長
- (5) 短期大学部長
- (6) 学長室長
- (7) 坂戸教務学生部長
- (8) 駒込教務学生部長
- (9) 入試部長

- (10) 総務部長
- (11) 学長が指名する者

(内部質保証推進委員会の運営)

第5条 内部質保証委員会には委員長及び副委員長を置き、学長が委嘱する。

2 内部質保証推進委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(内部質保証推進委員会の責務及び役割)

第6条 内部質保証推進委員会は、内部質保証の推進について責任を負い、自己点検・評価活動を統括して、内部質保証システムを有効に機能させるための役割を担うものとする。

2 内部質保証推進委員会は、内部質保証の推進に関する責任と役割を果たすため、次の各号に掲げる事項について審議し、必要な措置を講じる。

- (1) 内部質保証に関する企画の立案、自己点検・評価に関する基本方針及び点検・評価項目等の設定
- (2) 教育研究組織の設置状況、大学運営及び内部質保証システムの適切性の点検及び評価
- (3) 本学の自己点検・評価活動の統括
- (4) 全学的視点の点検・評価結果の検証及び検証内容に基づく改善策・向上策の立案
- (5) 自己点検・評価報告書の学長への提出、前4号に規定する施策及び内部質保証状況の報告または提言
- (6) 認証評価の受審に関する事項
- (7) その他必要な事項

(自己点検・評価活動の実施)

第7条 本学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び整備の状況について、原則として毎年度、自己点検・評価を行うものとする。

2 本学の自己点検・評価活動は、第5条第1項の規定に基づき、内部質保証推進委員会が統括する。

3 本学を構成する各部署は、内部質保証推進委員会が設定した自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価方法に基づき、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行う。

(IR 推進部会の構成)

第 8 条 IR 推進部会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学副学長（教育・大学運営担当）
- (2) 学長室長
- (3) 情報・ネットワーク部長
- (4) 学長が指名する者

2 IR 推進部会には部会長及び副部会長を置き、学長が委嘱する。

3 部会長は、IR 推進部会を代表して、その業務を統括し、掌握する。

4 部会長は、IR 推進部会の会議を招集し、その議長を務める。

(IR 推進部会の職務)

第 9 条 IR 推進部会は、内部質保証に必要な学内の主要情報について一元化を図り、利用体制を整備する。

2 IR 推進部会は、内部質保証推進委員会の方針に基づき、全学的視点で、総合的かつ効率的な分析・評価を実施する。

3 IR 推進部会は、分析・評価結果について、内部質保証推進委員会に提供し、改善策及び向上策の立案の支援を行う。

(改善の推進)

第 10 条 学長は、内部質保証推進委員会から報告・提案された自己点検・評価結果に基づく改善事項の指摘について、改善が必要であると認められる事項に関しては、速やかに、有効かつ具体的な措置を講じる。

2 学長は、本学の内部質保証の状況及び自己点検・評価結果を常任理事会に報告し、内部質保証システムが適切に機能するよう、本学における教育研究の質保証に係る取組の支援に関して、有効かつ計画的な措置を講じる。

(情報の公表)

第 11 条 学長は、内部質保証の状況及び自己点検・評価結果を積極的に学外に公表し、教育研究活動等及びその改善の状況の透明性を担保するものとする。

(主管部署)

第12条 内部質保証推進委員会及びIR推進部会の事務を含む内部質保証に係る事務は、学長室学長事務課が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、内部質保証推進委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

この規程は、令和5年6月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制

2024年4月24日
内部質保証推進委員会

本学における建学の精神、教育研究の理念・目的等の実現に向け、本学らしい大学としての成長を確実に遂げていくことができるよう、内部質保証を恒常的に機能させることを目的として、その実施方針及び体制を定める。

1. 内部質保証の推進方針

建学の精神、教育研究の理念・目的等に基づいて、教育研究に関する本学の諸活動の自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善・向上に結びつけることにより、教育研究に係る水準の維持及びその充実を図る。

また、この教育研究の質を継続的に向上させるシステムが十分に機能するよう、内部質保証推進に係る実施体制の整備を図り、その適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築していく。

2. 内部質保証の推進体制

(1) 組織体制

内部質保証を推進するための組織は、内部質保証の客観性の担保、及び全学的視点での実施とする観点から、内部質保証に関する企画の立案、自己点検・評価結果の検証及び改善事項の管理・支援などを行い、内部質保証の推進に責任を負う組織を、学内に明確に位置付けることとする。

具体的には、学長の下に「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進委員会（以下、「推進委員会」という）」を設置し、自己点検・評価活動を統括し、自己点検・評価報告書の取りまとめを行うとともに、その検証結果に基づく改善事項の管理・支援を行い、内部質保証システム推進に責任を負う組織として位置付ける。

自己点検・評価活動は、推進委員会が設定した自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価方法を設定した実施要領に基づき、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行うこととする。

また、内部質保証推進委員会の下に IR 推進部会を置き、内部質保証において、全学的視点から主要な情報の収集・分析・評価を行う体制が有効に機能するよう整備していくこととする。

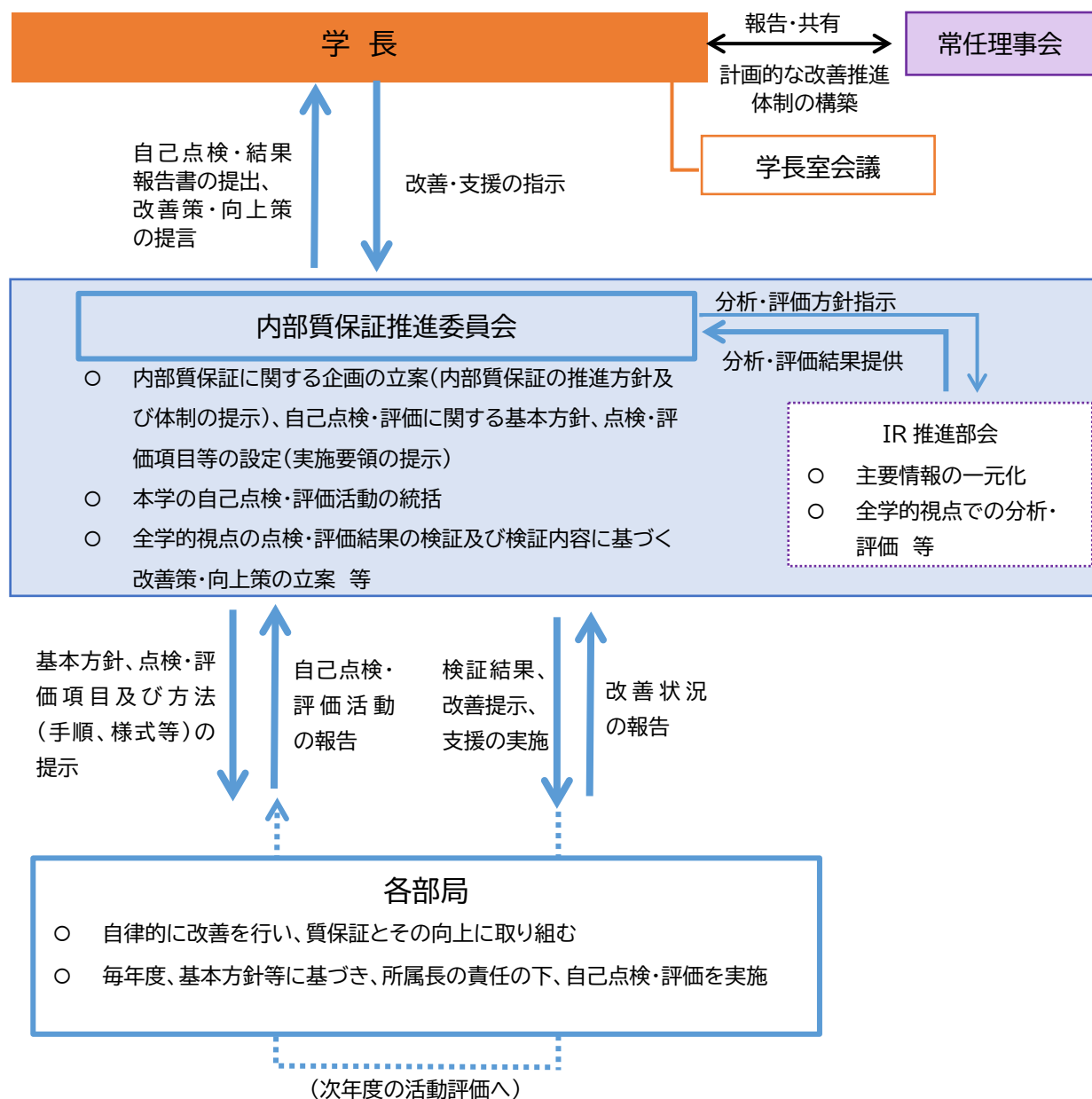
(2) 手続き

- ① 学長は、女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部に関する自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善結果の確認、公表等、内部質保証システムの最高責任者として、全学的な立場から内部質保証の推進に責任を負う。
- ② 内部質保証の基盤となるのは各部局における自己点検・評価であることから、推進委員会は、自己点検・評価が適切かつ有効に機能すること、作業負荷が大きくなることに配慮し、自己点検・評価の基本方針、具体の点検・評価項目及び方法を設定する。各部局は、推進委員会の指示に基づいて、自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、内部質保証推進委員会に提出する。
- ③ 推進委員会は提出内容を取りまとめた上で検証を行い、IR推進部会からの分析・評価結果の報告も参考に、検証内容に基づく改善策・向上策の調整・立案を行う。
- ④ 推進委員会は、学長に対し、女子栄養大学自己点検・評価報告書及び女子栄養大学短期大学部自己点検・評価報告書を提出し、その際、自己点検・評価結果の検証に基づき改善が必要となる事項について報告・提案する。本学が認証評価機関及び行政機関から受けた指摘事項については、必ず改善事項とする。
- ⑤ 学長は、委員会から報告・提案のあった改善事項について、緊急的もしくは組織横断的な対応が必要であると判断した場合は、推進委員会に対し、期限を付した上で改善のために必要な活動を行うことを指示する。
- ⑥ 推進委員会は、学長の指示のもと、関係部局に対し、期限を付した上で改善のために必要な活動を行い、その状況を推進委員会に報告することを指示する。また、必要に応じて、学長との協議によりプロジェクトチームを設けることができる。
- ⑦ 関係部局は、改善の指示に対して改善のために必要な活動を行い、その状況を部局もしくはプロジェクトチームの長から推進委員会に報告する。推進委員会は、内部質保証の観点から改善事項の達成状況や活動の見通しについて検証し、その結果を学長に報告する。
- ⑧ 法人に係る内容等の評価項目において改善事項が発生した場合の改善指示は、学長と理事長が協議の上、その都度対応する。
- ⑨ 学長は、女子栄養大学自己点検・評価報告書及び女子栄養大学短期大学部自己点検・評価報告書、あわせて公表が必要と判断した情報を本学ホームページにおいて公表する。
- ⑩ 以上の手続きは原則として毎年度実施し、改善・工夫については速やかに計画的に取り組むとともに、一定期間を要する場合は、各年度の到達状況を明らかにして段階的に取り組むこととする。

〈参考〉内部質保証の推進体制のイメージ

(内部質保証の推進体制の整備を通して実現する姿)

- 内部質保証を恒常的に機能させることのできる、すなわち全学的視点で PDCA サイクルを有効に機能させることのできる教学マネジメント体制の確立。
- 自己点検・評価活動が有効かつ効率的に実施され、その結果の検証に基づき、大学の教育研究における重要課題の特定、改善・向上のための取組みが組織的かつ継続的に実施される体制の確立。



女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における
2023年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領
(令和6年度実施)

2024年4月24日
内部質保証推進委員会

「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程」及び「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制」に基づき、以下のとおり、自己点検・評価を実施する。

【内部質保証の推進方針】

建学の精神、教育研究の理念・目的等に基づいて、教育研究に関する本学の諸活動の自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善・向上に結びつけることにより、教育研究に係る水準の維持及びその充実を図る

また、この教育研究の質を継続的に向上させるシステムが十分に機能するよう、内部質保証推進に係る実施体制の整備を図り、その適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築していく。

1. 自己点検・評価の基本方針

(1) 実施対象

自己点検・評価の実施対象は、女子栄養大学、並びに女子栄養大学短期大学部を構成する別紙(P.19)の部局とする。

(2) 対象期間と実施スケジュール

2023年度自己点検・評価の評価対象期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までとする。

ただし、教員数、学生数、授業科目数等のデータ基準日は、2024年5月1日現在とする。また、入試データについては2024年4月入学生までを対象とする。

自己点検・評価活動については、内部質保証推進委員会が明示するスケジュールに基づいて取り組むこととする。

(3) 自己点検・評価活動

原則として、大学は（公社）日本高等教育評価機構が設定する基準及び点検・評価項目、短期大学部は（一社）大学・短期大学基準協会が設定する基準及び点検・評価項目に準じることとし、その詳細については、内部質保証推進委員会で定める。

(4) 実施及び取りまとめ

- ① 内部質保証推進規程に基づき、内部質保証推進委員会が自己点検・評価の基本方針を定め、自己点検・評価項目及び方法を設定したことを受けて、各部署において自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、内部質保証推進委員会に提出する。
- ② 自己点検・評価の結果、改善・工夫すべき事項がある場合は、その事実とともに、今後の改善に向けての方針・プロセス等も含めて、あわせて記載し、提出する。
- ③ 内部質保証推進委員会は、各部署からの提出内容を取りまとめた上で、点検の内容、改善・工夫の方向性及び改善計画について、全学的視点で検証を行い、報告書として取りまとめる。
- ④ 自己点検・評価の実施にあたっては、実施後にプロセスや結果の振り返りを行い、必要に応じて次年度の実施方法を見直していく。
- ⑤ 年度の記載は西暦とすること。

(5) 自己点検・評価に際しての留意事項

- ① 自己点検・評価が全学的視点で進むよう、どの教職員がみても理解できる内容になることを意識して、わかりやすく簡潔に記載すること。
- ② 教育の質の向上に確実につながるよう、「改善・工夫の方向性」を導き出すことを重視すること。このため、どのような状態を目指しているのか「目指す状態」を明らかにし、「点検内容」はそれに対して現状がどこまでできているのかを点検し、点検結果を踏まえて改善・工夫すべき点を検討・整理していくこと。
- ③ また、「改善・工夫の方向性」は、現状から「長所や特色」を抽出し、長所・特色のさらなる伸長につながる方向性に配慮すること。
- ④ 自己点検・評価の結果に基づく改善計画は、組織的な取組みとして進めることを踏まえて、整理すること。

2. 自己点検・評価の実施要領

- (1) 内部質保証推進委員会は、大学、短期大学部において、準拠する基準及び点検・評

価項目を参考に、基準ごとに、「目指す状態」「評価項目」「点検ポイント」の提示を行う。

(2) 各部署は、「目指す状態」「評価項目」「点検ポイント」を盛り込んだ「自己点検・評価シート」を用いて、点検・評価を行う。その際、次の①～④に留意して、点検・評価を行う。

点検・評価シートは、5月29日(水)17時までに推進委員会事務局(学長事務課)に提出する。

- ① 「目指す状態」については、仮案を提示してあるので、検討し、ふさわしい内容に整える。(変更箇所は赤字で示すこと。)
- ② 点検ポイントを踏まえ点検・評価を行い、「点検内容」に、現状をもとに点検した結果を記載する。わかりやすい表現で簡潔な文章とする。支援などの取組みについては、主要なものを5つ程度記載する。根拠となる資料で、概要がわかる図やデータがあれば、点検・評価シートとともに提出する。
- ③ 基準に関し、現状を踏まえ、「長所・特色」を抽出し、記載する。
- ④ 「目指す状態」に照らし、現状がどのような状態にあるのか「点検内容」をもとに、「改善・工夫の方向性」を整理し記載を行い、いつまでになにをどのように改善・工夫していくのか、「改善計画」に具体的内容を記載する。

(3) 内部質保証推進委員会は、「目指す状態」「点検内容」及び「長所・特色」をもとに、「改善・工夫の方向性」及び「改善計画」について、必要に応じて担当部署からの聴取を行い、適切な内容に整えていく。最終的に内部質保証推進委員会が基準ごとに点検・評価の「総括」を行う。

(4) 内部質保証推進委員会で検証、整理した「自己点検・評価シート」の内容について、各部署において検討・確認を行い、見直しが必要な点については、再度、推進委員会で議論・調整を行う。

(5) 内部質保証推進委員会は、「自己点検・評価シート」の内容をもとに、全体的な総括を行い、報告書の取りまとめを行う。

別紙

自己点検・評価報告書の作成に係る担当部署一覧

〈大学〉

部署・組織	担当課
坂戸教務学生部	学部教務課、大学院教務課、学生生活課、坂戸就職課
学科長会議、大学院諸問題検討委員会	
学長室会議	
学長室	学長事務課、研究支援課
入試部	入試広報課
図書館	大学図書館課
情報・ネットワーク部	情報・ネットワーク課
総務部	総務課、秘書・企画課、経営戦略課
経理部	会計課、財務課
管理部	坂戸管理課
広報部	社会連携課、学園広報課

〈短期大学部〉

部署・組織	担当課
駒込教務学生部	短期大学部教務学生課
カリキュラム委員会	
学長室	学長事務課、研究支援課
入試部	入試広報課
図書館	駒込図書館課
情報・ネットワーク部	情報・ネットワーク課
総務部	総務課、秘書・企画課
経理部	会計課、財務課
管理部	駒込管理課
広報部	社会連携課、学園広報課